

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限に係る区域の指定)

第30条の8 消防長は、林野火災の予防を目的とした火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第30条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

2 前条第4項の規定は、前項の場合について準用する。

条則

(火災に関する警報)

第19条 法第22条第3項の火災に関する警報(以下「火災警報」という。)は、消防長が発令し、及び解除する。

2 火災警報(条例第30条の8第1項の林野火災の予防を目的とした火災に関する警報(以下「林野火災警報」という。)を除く。)は、法第22条第2項の規定により通報を受けた場合であつて、消防長が火災の予防上危険であると認めるときに発令する。

3 林野火災警報は、法第22条第2項の規定により通報を受けた場合であつて、消防長が林野火災の予防上危険であると認めるときに発令する。

4 火災警報は、降雨又は降雪中は、発令しないことがある。

5 消防長は、火災警報の発令及び解除を伝達するために必要な施設を利用することができる。

6 第2条の2の規定は、条例第30条の8第2項において準用する条例第30条の7第4項の規定による公示について準用する。

【解説】

- 1 「林野火災の予防を目的とした火災に関する警報」とは、「火災に関する警報」と同義のものであるが、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用制限の対象となる区域を指定することができる。
- 2 発令の条件については、条則第19条第3項にその基準が示されている。
- 3 「火の使用の制限の対象となる区域」とは、森林法に規定される国有林及び民有林及びその周囲1kmに含まれる町丁目のことである。(令和8年広島市消防局告示第5号)
- 4 公示については、条則第19条第6項に規定(規則第2条の2を準用)する方法により行うこととする。